

協議第97号

平成16年6月10日確認

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	8 地方税の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 個人市民税の均等割額については、地方税法の定めにより標準税率で課税する。</p> <p>2 法人市民税の法人税割について、資本等の金額が一億円を超える法人には、13.5%の税率で課税する。</p> <p>3 入湯税については、鉱泉浴場への入湯客1人1日150円を課税する。</p> <p>4 都市計画税については、市街化区域の土地及び家屋に都市計画税(税率:0.3%)を課税する。</p>
関係項目			<p>ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、平成21年度までの間に限り、課税を免除する。</p> <p>なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源とする。</p>

地方税の取扱いに関する法令

地方税法(抜粋)

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。
2項(略)

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(都市計画税の課税客体等)

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2項(略)

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。
2～3項(略)

先進地事例

【西東京市】

2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である百分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

(ア) 資本金等が1億円以下の法人等

百分の12.3

(イ) 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等

百分の13.5

(2) 都市計画税の税率は、百分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

(3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

【さぬき市】

5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。

(2) 個人市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。

(3) 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。

【周南市】

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

(2) 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。

(3) 固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。

(4) 都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。

(5) 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。

(6) 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。

(7) 入湯税は、熊毛町の例により調整する。

(8) 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。